

## 1 助成対象者について

Q1-1 本助成を受けるためには、じゃんこいプレミアム飲食券の取扱店である必要がありますか。

A1-1 はい。魚津商工会議所で取扱登録店の申込みを終えてから助成申請してください。

Q1-2 すでに「魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援事業」の助成を受けたことがある場合は、対象外ですか。

A1-2 下表のとおりです。

「魚津市新しい生活様式を踏まえた経済活動支援事業」の受給		飲食券取扱事業者支援事業
・感染症拡大防止対策事業 受給済	→	×
・販路開拓事業 ・販売力強化事業 受給済 ・採用活動事業	→	○

Q1-3 全国に営業拠点をもつ企業ですが、申請者や誓約者の名義は本社社長の名義でなければいけませんか。

A1-3 魚津市内にある営業拠点の代表者名で申請や誓約は可能です。ただし、市内営業拠点の代表者が責任をもって感染症の対策を実施できる立場であることや助成対象費の支払い権限を有している必要があります。

Q1-4 助成対象者の要件に「営業拠点に1人以上の従業員が配置されていること。」とありますが、経営者本人のみが配置されている場合は、助成対象から外れますか。

A1-4 市内の営業拠点において、経営者本人が業務に従事している場合は、助成対象となります。

## 2 助成対象経費について

Q2-1 消費税は助成対象経費に含まれますか。

A2-1 含まれません。消費税抜き金額で申請してください。

Q2-2 購入費を口座振込で支払いましたが、振込手数料は助成対象になりますか。

A 2-2 助成対象になりません。

Q 2-3 備品をインターネット上で購入した場合、送料も含めて対象となりますか。

A 2-3 送料も含めて対象となります。

Q 2-4 古い備品を新しいものに取り換えた場合は、対象となりますか。

A 2-4 備品を取り換えることで、ウイルス対策の機能が向上する場合は対象となります。例えば、古い換気扇を新しい換気扇に取り換えることで、換気機能が向上し、密閉状態の解消に繋がる場合は対象となります。

Q 2-5 助成対象の購入先は、市内の個人商店に限られますか。量販店やオンラインショップの利用は可能ですか。

A 2-5 購入先の制限はありません。ただし、明細書や領収書を発行できる事業者であることが必要です。

Q 2-6 除菌機能付きの電化製品は、全て助成対象になりますか。

A 2-6 製造メーカー等が、ウイルスに対する効果を明らかにしていない場合、対象になりません。

### 3 助成額について

Q 3-1 魚津市内にスナックと居酒屋を1店舗ずつ経営していますが、この場合の助成金はどうなりますか。

A 3-1 助成金は、**1事業者あたり最大5万円**です。ご質問のような複数店舗の経営であっても、助成金の上限は5万円です。

### 4 助成対象となる整備期間について

Q 4-1 整備は2月28日までに必ず完了させなければなりませんか。

A 4-1 はい。整備は2月28日まで、代金の支払を3月15日までに終わってください。

### 5 申請受付期間について

Q 5-1 申請受付開始前（10月1日～12月13日）に納品済みの備品購入費と、申請受付開始後（12月14日～）に購入予定の備品購入費を合わせて申請するにはどうすればよいですか。

A 5-1 次のとおり申請受付開始後に購入予定の備品に合わせて申請してください。

手続き	申請締切日
指定申請	申請受付開始後（12月14日～）に購入する備品の購入予定日の7日前まで
交付申請	申請受付開始後に購入した備品の支払い後30日以内又は、3月15日のいずれか早い日

## 6 申請書類について

Q 6-1 支払いを確認できる書類を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A 6-1 領収書、レシート等支払いが確認できる書類がない場合は、助成対象となりません。

Q 6-2 クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。

A 6-2 助成対象の支払実績が確認できるクレジットカードの支払い明細書等を紙媒体で提出できる場合は、助成対象となります。

Q 6-3 備品購入費の領収書に商品名の記載がありませんが使えますか。

A 6-3 確認が十分にできないので、商品名と価格がわかる明細書を別に添付してください。

## 7 その他

Q 7-1 助成金申請後に、申請を忘れていた備品が一部ありました。追加で申請できますか。

A 7-1 追加申請はできません。手続きを簡略化し助成金を早く支給するため、申請は1事業者につき1回限りとしています。申請漏れがないようご注意ください。